

「原発訴訟」

2017年07月10日

私は、原発関連訴訟で二つの裁判の原告になっている。原告になるのは容易い。いくらかの年会費を納めれば、原告団に加わることができる。裁判は東京で行われることが多く、傍聴にはたまにしか行けない。しかし、原告には、克明な裁判情報を連絡してくれるので、何が問題になっているのかがよく分かる。

一つは「原発メーカー訴訟」である。原告団は4,200名もいて、そのうち外国人が2,700名もいる、大規模な裁判である。訴訟は福島第一原発の原子炉を造ったメーカーであるGE、東芝、日立に事故責任を問う裁判である。ところが、原発事故が起こった場合、メーカーではなく、運用する電力会社が責任を取るという形になっている。一般的に、製品に不良品が出た場合、メーカーが回収し、修理した物を消費者に届けるのが常識ではないか。福島原発事故は東電の責任とされ、原発メーカーは、その責任を負わされていない。東電だけではとても責任を負えず、国（国民の税金）からも賠償金を出している訳である。

原発メーカーに責任がないと、安全より営利を重視した原子炉を造りかねない。そこで、原子力の恐怖から免れて生きる権利、「ノー・ニュークス（非核）権」を侵害していると主張する。幸福追求権や社会的生存権は憲法で保障されている。これらの権利から、「名誉権」や「プライバシー権」が認められているように、「ノー・ニュークス権」という権利が保障されて当然と主張している。裁判は長引くだろうが、世界史的な展望を持つ裁判で、知性ある判決を期待したい。

もう一つは「福島第一原発事故の刑事責任を問う裁判」である。東京電力の業務上過失致死傷の罪を三人の旧最高経営者たちに問う裁判が、6年後の今年、ようやく6月30日に東京地裁で始まった。東京地検は二度の「不起訴処分」を出したが、検察審査会に異議を申し立て「強制起訴」を得て、裁判に持ち込めた。日本において、大きな事件、事故が起こるが、責任ある立場の人が刑事責任を負ったケースはほとんどなく、うやむやの内に無罪となっている。今回は、東京電力の経営者たちに刑事責任があるという訴訟である。

「原発事故で死者は一人もいない」と言った大臣がいた。映画『日本と原発』の冒頭は、残酷な話であった。津波で流された人を捜す途中、呻き声は聞こえたが、夜になり救出できずに、明日来ると約束して別れた。翌日は、放射線量が高い場所として、立ち入り禁止となり、救出に行くことを止められ、彼らの命がむざむざ失われた。また、病人を避難地区へ転院させたが、その負担が大きく何人もの方が死んでいった。「原発さえ、なければ」と書いて、自死した酪農家もいた。原発事故が、彼らが無残な死に追いやったのである。

東電の旧最高経営者の三人は、無罪を主張している。争点は、津波の予測をどのように受け止めていたかである。国の地震調査研究推進本部は2007年7月に、三陸沖北部から房総沖で、マグニチュード8クラスの地震が30年以内に20%、50年以内に30%の確率で発生すると推定していた。東電のグループ会社・東電設計は東電の津波対策担当者員からの委託を受け、2008年に高さ10メートルの「巨大防潮堤」が必要との図面を作成していた。もちろん、上司の了解済であった。津波被害の結果から見て的を射た図面であった。これを実行していれば、事故は防げただろう。前橋地裁で、原道子裁判長も、津波の予見は可能であった、また、排気口の位置を上げ、配電盤などを高台に設置すれば、津波の浸水を防げたと判決している。事実在即して、彼らを有罪にすることは、無残に死んだ人々と遺族への謝罪であり、責任ある人々が、今後責任を果たす仕事をすることにつながる。私は、このことに期待している。